

(介護予防)訪問看護運営規定

合同会社 Re.Life

訪問看護ステーション あかり

■事業の目的

第1条

合同会社 Re.Life(以下「事業者」という。)が運営する訪問看護ステーション あかり(以下「事業所」という。)が行う指定訪問看護及び介護予防訪問看護の事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護又は要支援状態にある高齢者(以下「利用者」という。)であって、主治医が指定訪問看護又は介護予防訪問看護(以下「指定訪問看護等」という。)の必要性を認めた場合には、利用者の心身の特性を踏まえ、生活の質の確保及び向上を図るとともに、安心して日常生活を過ごすことができるよう指定訪問看護等を提供することを目的とする。

■指定訪問看護等の運営の方針

第2条

- 事業者は、利用者の心身の特性を踏まえ、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援し、利用者の心身の機能の維持回復を図り、利用者の生活機能の維持又は向上を行うものとする。
- 事業の実施に当たっては、関係市町村、指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者(地域包括支援センター)、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
- 介護保険法その他関係法令等を遵守し、事業を実施するものとする。

■事業所の名称及び所在地

第3条

1 名称

訪問看護ステーション あかり

2 所在地

山口県周南市久米 3015-1

■従業者の職種、員数及び職務内容

第4条

この事業所における従業者(以下「職員」という。)の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

1 管理者:1人

資格:看護師

勤務形態:常勤兼務

管理者は、事業所における職員の管理、指定訪問看護等の利用の申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他事業の管理を一元的に行うとともに、介護保険法等に規定される指定訪問看護等の事業実施に関し、遵守すべき事項について指揮命令を行うものとする。

また、主治医の指示に基づき指定訪問看護等が実施されるよう必要な管理を行うものとする。

2 保健師、看護師又は准看護師

常勤換算で 2.5 人以上（実人員 4 人）

医師の指示書に基づき指定訪問看護等の提供を行い、訪問看護計画書及び介護予防訪問看護計画書、訪問看護報告書及び介護予防訪問看護報告書を作成するものとする。

3 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士

0 人

必要時身体機能の維持等に必要なりハビリテーションを実施するものとし、そのリハビリテーションは医師の指示書及び計画書によるものとする。

■営業日及び営業時間

第5条

- 1 営業日は月曜日から金曜日までとし、国民の祝日、年末年始（12 月 30 日から 1 月 3 日）を除く。
- 2 営業時間は午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分までとする。
- 3 緊急時の対応は前 2 項の営業日及び営業時間外であっても、常時、利用者又はその家族等からの連絡に原則として対応できる体制を整えるものとする。

■指定訪問看護等の内容等

第6条

指定訪問看護等は、以下の各号に定める事項に留意し実施するものとする。

- (1) 利用者の心身の状態を踏まえて妥当適切に行うものとする、
- (2) 主治医との密接な連携及び主治医の指示書に基づき実施するものとする。
- (3) 訪問看護計画書に沿って実施するものとする。
- (4) 利用者及び家族に対し、療養上必要な事項について理解しやすいよう説明及び指導を行うものとする。

2 指定訪問看護等の内容は、以下の各号に定めるものとする。

- (1) 病状、障害、全身状態の観察
- (2) 清拭・洗髪等による清潔の保持
- (3) 食事及び排泄等日常生活の世話
- (4) じよく瘡の予防・処置
- (5) リハビリテーション
- (6) ターミナルケア、認知症患者の看護
- (7) 療養生活への指導・助言等
- (8) カテーテル等の交換・管理
- (9) その他在宅療養を行うために必要な医師の指示による医療処置

■利用料その他の費用の額

第7条

- 1 利用料は、介護保険法に定める基準額とし、法定代理受領サービスの場合は、介護保険負担割合証に記載された割合の額とする。
 - 2 通常のサービス提供地域を超えてサービスを実施する場合は、その移動に要した実費として、自動車を使用した場合の 1 キロメートルにつき 30 円を徴収するものとする。
 - 3 前 2 項のほか、実費を徴収する場合は、あらかじめ利用者又はその家族に対し説明を行い、同意を得るものとする。
-

■通常の事業の実施地域

第8条

通常の事業の実施地域は、周南市、防府市（ただし、両市の離島区域を除く）下松市、光市とする。

■事業提供に当たっての留意事項

第9条

- 1 事業の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービス提供に努めるものとする。
 - 2 指定訪問看護等の提供を行う際には、その者の被保険者証により受給資格やその内容を確認するものとする。
 - 3 指定訪問看護等の提供を行う職員は、常に身分証明書を携帯し、利用者又は家族から提示を求められたときはこれを提示するものとする。
-

■緊急時の対応等

第10条

- 1 職員は、指定訪問看護等の提供中に利用者の体調や容体の急変その他の緊急事態が生じたときには、必要に応じて応急処置を行うとともに、速やかに主治医及び管理者に連絡するものとする。
 - 2 前項の報告を受けた管理者は、主治医の指示を仰ぐなど必要な措置を講じるとともに、速やかに市町、利用者の家族、居宅介護支援事業者等への報告を行うものとする。
-

■事故発生時の対応

第11条

- 1 事業者は、利用者に対する指定訪問看護等の提供により事故が発生した場合は、利用者の家族及び関係機関等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。
 - 2 事故の状況及び事故に対する処置状況を記録するものとする。
 - 3 賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。
-

■虐待防止のための措置

第12条

- 1 事業者は、虐待の発生又は再発生を防止するため、次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。
 - (1) 事業所における虐待防止対策を検討する委員会の定期的な開催及びその結果の職員への周知徹底
 - (2) 事業所における虐待の防止のための指針の整備
 - (3) 職員に対する、虐待の防止のための定期的な研修の実施
 - (4) 前各号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の配置
 - 2 事業者は、虐待が発生した場合又はその再発の防止を図るため、速やかに市町等関係機関への報告、原因の究明、改善案の策定及び実施、並びに職員への周知徹底等必要な措置を講じる。
-

■業務継続計画の策定

第13条

- 1 事業者は、感染症や非常災害の発生時においてもサービス提供を継続するため、業務継続計画（BCP）を策定するものとする。

2 事業者は、職員に対し、業務継続計画に基づき、定期的な研修及び訓練(シミュレーション)を実施するものとする。

3 事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて変更を行うものとする。

■衛生管理等

第 14 条 事業者は、感染症の予防及びまん延防止のため、次の各号に掲げる必要な措置を講じるものとする。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延防止ののための対策を検討する委員会の定期的な開催及びその結果の職員への周知徹底
 - (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針の整備
 - (3) 職員に対する、感染症の予防及びまん延防止のための定期的な研修及び訓練の実施
-

■苦情処理等

第 15 条

1 事業者は、利用者又は家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、必要な措置を講じるものとする。

2 事業者は、前項の苦情を受け付けた場合は、その内容、対応状況及び改善案等を記録しなければならない。

3 事業者は、市町、山口県国民健康保険団体連合会等が行う苦情に関する調査に協力し、指導又は助言を受けた場合は、これに従って必要な改善を行い、その内容を市町等へ報告するものとする。

■秘密保持

第 16 条

1 職員は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又は家族の秘密を漏らしてはならない。

2 この秘密保持義務は、職員の離職後も継続するものとする。

3 事業者は、あらかじめ利用者の同意を得る事なく、サービスの提供に必要な範囲を超えて個人情報を使用してはならない。また、サービス担当者会議等において利用者の個人情報を提供する場合は、あらかじめ利用者又は家族から文書による同意を得ておくものとする。

■職員の研修

第 17 条

事業者は、職員の資質向上を図るため、研修機会を設けるものとする。

(1) 採用時研修 採用後 1 ヶ月以内に実施する。

(2) 継続研修 年2回以上定期的に実施する。

■記録の整備

第 18 条

1 事業者は、利用者に対する指定訪問看護等の提供に関する記録を整備し、その完結の日から 5 年間保存するものとする。

2 事業者は、職員の任免・給与・勤務状況等の人事記録、設備の管理に関する記録、及び会計に関する記録等を整備し、それらの完結の日(または会計年度終了の日)から5年間保存するものとする。

附則

この運営規程は令和 8 年 8 月 1 日から施行する。